

資料

洞爺湖町議会令和4年9月会議  
追加議案説明資料

洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 町長は、洞爺湖町の区域内に住所を有する者若しくは国民健康保険法第116条の2の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有するとみなされた者（以下「国保住所地特例者」という。）又は高確法第55条の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有していたと認められて後期高齢者医療の被保険者とされた者若しくは国保住所地特例者であったが高確法第55条の2の規定により後期高齢者医療の被保険者とされた者で、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童であつて、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては、入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者（満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（以下「満15歳までの者」という。）は、除く。）</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者又は同</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 町長は、洞爺湖町の区域内に住所を有する者若しくは国民健康保険法第116条の2の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有するとみなされた者（以下「国保住所地特例者」という。）又は高確法第55条の規定により洞爺湖町の区域内に住所を有していたと認められて後期高齢者医療の被保険者とされた者若しくは国保住所地特例者であったが高確法第55条の2の規定により後期高齢者医療の被保険者とされた者で、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童であつて、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては、入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者（満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（以下「満15歳までの者」という。）は、除く。）</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、又は、</p>

法の規定による医療を受けている者（同法第67条第1項第2号及び第3号に掲げる者並びに規則第2条第1号に掲げる者を除く。）であること。

エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者（当該医療を受けることができる期間に限る。）であること。

同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者

エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間